

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在する会社Cの構内下請事業場である会社Dに雇用され、退職する同年〇月〇日まで、裁断機であるシャーリングを使用し、短冊形チタンをチップ状に裁断する作業に従事していた。

請求人は、入社から約1週間経過した平成〇年〇月末頃から、作業終了後に右腕全体にしびれが出現したとして、同年平成〇年〇月、E病院に受診し「右変形性肘関節症」（以下「旧傷病」という。）と診断された。請求人は、業務が原因で旧傷病が発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

その後、平成〇年〇月〇日頃から、請求人は、右肘に、こり、はり等が出現したため、再度、E病院に受診したところ、「右肘関節炎、右変形性肘関節症、右肘拘縮」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務に起因して発症したものと認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、新たに業務によって発症した旨を自訴しておらず、また、その後に従事した業務からみて、その可能性もないことから、本件傷病は、旧傷病の増悪と見ることが相当である。旧傷病については、既に業務上の傷病ではないことが確定していること、さらに、旧傷病の増悪をもたらす業務上の事由があったとも主張していないことから、当審査会としては、その業務上外を判断することはできないものである。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。